

世界は今も待っている

G8 諸国の約束不履行は何百万もの命を犠牲にする

2007年のドイツ G8 サミット開催は間近に迫っていますが、世界中で貧困に反対するキャンペーンに参加する数百万の人々の要求は明白です。それは、「G8 諸国の指導者は、万人が保健や教育、水・衛生へのアクセスを保障されるよう援助の量的・質的な改善を」「さらに債務免除を進め、公正な貿易の実現を」「世界で最も困難な状態にある国々に平和をもたらすため、また気候変動による破壊的な影響を緩和させるための迅速な行動を」というものです。G8 諸国が既に行動を起こした分野では、既に人々の命が救われています。しかし、そのような大きな進歩が所々見られるものの、過去 2 年間の進歩は全体として捗々しくありません。G8 諸国の不作為は、何百万もの人々が貧困のために命を落とす状況を許しています。G8 諸国は、世界に向けた約束を果たす義務を負っています。

概要

貧困と困窮は私たちの世代で終わらせることができます。私たちを代表する指導者達は持てる権力を余すところなく発揮し、それを可能にする必要があります。これは2005年の「貧困をなくすためのグローバル・コール (Global Call to Action against Poverty: GCAP)」に賛同した36カ国、4000万人による明白な要求でした。1年後の世界貧困デーでも、2400万人の人々が貧困との闘いへの支持を示しました。

政治日程に上がる数ある国際会議の中でも、最近のG8サミットは、貧困者に向けた大掛かりな約束を提示することで有名になりました。キャンペーン参加者にとっては、世界の指導者達が、これまでに表明した約束を果たしたかどうかの説明責任を問う重要な機会でもあります。今年のG8サミットは、ドイツのバルト海岸側の避暑地であるハイリゲンダムで開催されます。世界中のキャンペーン参加者たちもまたドイツに集結し、自らの声を届けようとしています。

G8 諸国に要求される活動は明白です。貧しい国への債務免除、援助の増加、公正な貿易、平和維持活動と武器規制の実現、そして気候変動およびそれが貧しい人々にもたらす影響について先進国が協調した行動を取ることが求められています。これらより緊急を要し、重要なものではありません。貧困の終焉は我々の世代の課題であるからです。

G8 諸国が実際に行動を起こした分野では、着実に人々の生活が改善されつつあります。2005年のサミット以降、国際通貨基金 (IMF) ・世界銀行に対し債務を負っていた22カ国の債務の大半が放棄されました。新たに2000万人の児童が新たに就学の機会を得、1800万の蚊避けネットが配布され、現在では100万人がHIV/AIDS治療薬を入手できるようになりました。武器貿易条約の締結も、G8 諸国の中で唯一反対を表明しているアメリカを除けば、世界の80%以上の国々の支持を得て現実のものになるようとしています。しかし、2年が経過しても、依然として先進国は2005年の約束を果たすことができていません。またその進捗も、ばらばらでお粗末、ひどく遅いものとなっています。

驚くべきことに、2006年のG8 諸国の途上国向け援助額は増加せず、2004年度よりは高いレベルであるものの、1997年以降始めて減少に転じました。2005年のグレンイ - グルズ・サミットでは、G8 諸国は2010年までに年間500億ドルを増額していくことを約束しました。しかし、この約束が交わされてから現在までの状況をオックスファムが分析したところ、G8 諸国は2010年の時点で約束をなんと300億ドル分も破ることになる見込みです。

約束が果たされなかった場合、その代償とは何でしょうか？オックスファムが UNAIDS と世界保健機関(WHO)のデータを用い計算したところ、当初予定されていた援助増額が母親や子ども、HIV/AIDS と共に生きる人々に不可欠な保健介入に使われていた場合、少なくとも 500 万人の命が救えるはずであるという結果が出ました。

スーダンのダルフル地方での危機的状況は 4 年目に入り、援助に依存する人々の数は 400 万人と倍増しました。国際貿易交渉も、世界の貧しい人々のために公正な貿易を行うという先進国の政治的なコミットメントがないために足を引っ張られ、瀕死の状態にあります。最後に、先進国は破滅的な気候変動を止めることができず、それによって既に生存を脅かされている人々を救うこともできずにいます。

世界はこれ以上待てません。大勢の女性、子ども、そして男性の命が、先進国の不作為のために犠牲となっているのです。

果たされなかった約束の代償

守られなかった約束の代償は何になるのでしょうか？水汲みのため早起きし、学校に向かう友達を追い越しながら歩く少女。子どもの咳が悪化していくのを心配しつつも、治療薬が高額であるため手が出ない母親。また自分の幼い妹が汚い水で死につつあるのを見守るしかない男の子もいます。前日に友人が同じ目的で外出した際にレイプされ、殺されたと知りつつも、薪を探すために今日も難民キャンプから出かけざるを得ない女性もいるのです。旱魃により穀物は枯れ、洪水により人々は押し流されます。重債務に陥り、家族を養うだけのお金をかき集めることができない農民もいます。

豊かな国々では、24 時間体制のニュースのお陰で、これは我々全てにとってのお馴染みの映像となっています。その一方で、先進国の人々にとっては、これらはお馴染みの状況ではなく、理解を超える事態でもあります。例えば、今朝、あなたとあなたの子どもたちが、死ぬかもしれない分かっている、汚れた水を飲むしか選択肢がない状態にあると想像してみてください。あなたの子どもがひどい病気を患っていることを知りつつ、子どもの薬品代と残りの家族の食費を天秤にかけなくてはいけない状況を考えてみてほしいのです。または、あなたの親戚や友人たちに最近産まれた赤ん坊の 4 人に 1 人が 5 年以内に亡くなっている状況を考えてみてください。日没後の外出が生命を脅かすこともあり、「日光の囚人」のような立場におかれることもあります。これらは、特にアフリカの女性や子ども、

男性の日々の現実なのです。これは終わらせることの現実であり、また大勢の人々が地球上からなくそうと行動を起こしている現実なのです。

G8 諸国のみで世界中の問題を解決できるわけではありません。しかし、2005 年に交わした約束を果たし、さらに貧困と困窮を失くすためにできることすべてを行うことによって、大勢の人々の生活に大きな違いをもたらすことができることは間違いありません。あれから 2 年がたち、騒ぎも収まった今、G8 諸国は再びドイツに集まる準備を進めています。アフリカ、HIV/AIDS、保健や気候変動はすべて議題に上がっており、オックスファムをはじめとするキャンペーン団体は、これらの全ての分野において具体的な進捗があることを求めています。G8 諸国は、自らの設定した目標に対する実績を説明する責任を負います。G8 諸国は行動を起こし、期待を裏切ってはなりません。しかし、あれから 2 年が経過し、彼らが約束を破りつつあるという受け入れがたい事実が明らかになりつつあります。そしてこの約束不履行の結果は実に深刻なものです。

国際的なサミットは、快適な環境下で事前に調整された礼儀正しい合意事項と、外交用語で言うところの「建設的な曖昧性」とも言える、友好的な言葉を重視しているため、その歩調は、よく言っても、緩やかなものです。一方でこれがあり、もう一方で緊急な対応が必要な現実を見たときに、そのギャップには驚くばかりです。過去 2 年間で、簡単な医療ケアがないばかりに 100 万人の妊産婦が命を落としましたが、これは、昨年一年間にドイツとカナダで出産した女性の数に相当します。また、5 歳未満の子どもたち 2100 万人が、世界の不作為というそれだけの理由で命を落としましたが、これは、ドイツ、フランス、カナダ、日本、イタリア、イギリスの 5 歳未満の児童数の総和に相当するものです。¹

今年の 6 月、世界中の人々がドイツでのサミットを見守る中、G8 諸国はこれまでの失敗に対する説明を行い、それを是正するための行動を取る必要があります。G8 諸国は、既に債務免除や HIV/AIDS 対策において、意志があれば行動を起こすことができることを既に示しました。人々の命を救う行動です。G8 諸国は、世界に対し交わした約束を果たす義務があるのです。

状況改善への貢献が明らかな債務免除

最貧国の債務負担は依然として持続不可能なレベルにあり、これらの諸国が先進国に支払う債務返済額が今でも毎日 1 億ドルに上っています²。しかし、2005 年のグレンイーグルズ・サミットで債務救済の対象となった国においては、債務負担が大幅に軽減され、これまでその返済に充てられてきた資金を、教育や保健、衛生や水に支出しています。対象となったのは 24 カ国で、そのうちの 18 カ国はアフリカ諸国です³。

グレンイーグルズでの取り決めは、2004 年末時点の IMF 債務と 2003 年末時点の世界銀行・アフリカ開発銀行向け債務の放棄を 41 カ国において適用する可能性を持ったものでした。これまでに 24 カ国がその恩恵を受けています⁴。これには、ガーナのように、債務免除により教育の無料化が可能になった国や、マラウイのように、債務返済に充てられていた資金を、毎年 4000 人の新規教員の養成に振り向けた国が含まれます。

これは非常に大きな勝利でした。しかし、残りの 17 カ国についても、債務免除の手続きを速やかに進め、不必要な条件により流れを止めないことが必要です。オックスファムは、債務免除の対象となる国は、これらの資金を透明かつ責任のあるやり方で、貧困削減対策に活用することを示す必要があると考えていますが、債権側はそれ以上の条件を付帯すべきではないと考えます。

2007 年 4 月に G7 諸国が合意した、リベリアに対する遅延支払い金の放棄は歓迎すべきことで、全債務の削減が速やかに行われるべきであります。G8 諸国は、債務免除に要する費用として、世界銀行への追加的な拠出を行うとした約束を守る必要があります。これは、援助資金に追加的なものである必要があります。

債務免除が適用される 41 カ国以外にも、これを拡大する必要があります。今も除外されているバングラデシュやケニアなどの、債務負担にあえいでいる国があるからです。ジュビリー債務キャンペーンの計算では、MDGs 達成には 60 カ国以上での債務救済が必要であるとしています。さらに、最貧国の債務は単に支払いが不可能というだけではありません。これは、不正義で正統性に欠くことでもあるのです。国の予算を自分の懐に入れたり、意味のない国家威信プロジェクトに資金をつぎ込んだりした過去の無責任な指導者によって作り出された債務を、現在の貧しい人々が肩代わりをするのは、公正なこととは言えません。オックスファムの調査によると、ナイジェリアがドイツに対し負った債務の一部は、1980 年代に建設が進められた豪華ホテルによるものであり、イラクがフランスに対し負っている債務の大半は武器の購入資金によるものです⁵。これらの資金は、冷戦時代に、先進国が自らの陣営に支持を取り付けるため貸し付けたものもあり、不正な資金使途については、自らの陣営への忠誠心と引き換えとして、黙認していたのです。前スハルト大統領時代に作られた債務に今でも苦しんでいるインドネシア政府も良い例です。このような正統性を欠く債務は放棄されるべきです。

オックスファムやジュビリーその他の債務放棄キャンペーン団体は、いわゆる「ハゲタカ・ファンド」や他債権者による、途上国政府に対する債務関連の訴訟が増加してきたことに大きな懸念を抱いています。ここでいうハゲタカ・ファンドとは、返済がされていなかった負債を廉価で買い取り、司法の場において途上国政府にその全額を支払うよう要求することで生じる利益を追求する企業を指します。G8 諸国は、このような暴利をむさぼる訴訟行為を防止するための法的措置を講じ、国際的な債務救済イニシアティブや再構築メカニズムを損なわないよう徹底する必要があります。同時に、このような事例に関連した汚職行為を徹底して摘発するとともに、途上国政府がこのような出来事に巻き込まれないよう、司法分野の技術協力に向けた資金を増額させる必要もあります。

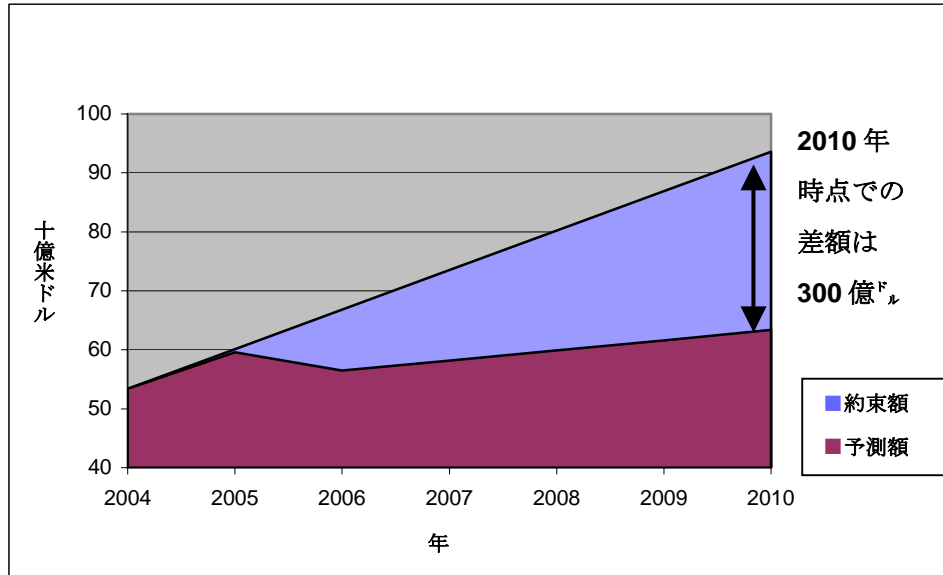
これらのことから明らかなように、債務問題は今でも続いている話であり、更に踏み込んだ行動が必要です。とはいえ、世界的な圧力を受け、グレンイーグルズで先進国が合意した債務免除は、大勢の人々の生活に良い影響を与えていることは間違いありませんし、そのような圧力があれば G8 諸国に行動を促すことが可能であることも示しました。G8 諸国は、今年のドイツ・サミットにおいても、債務免除を必要とする全ての貧しい国を対象に、更なる行動を起こす必要があります。

G8 諸国は援助増額の公約を守っていない

援助の増額は絶対的に不可欠のものです。援助が適切なやり方で供与された場合、援助は機能し、多くの人々を救うこととなります。2005 年に G8 諸国は 2010 年までに 500 億ドルまで増額することを約束しました。ここまで増額しても、先進国の対 GNI 比の 0.36% にすぎず、1970 年に約束した対 GNI 比 0.7% という目標値の半分に過ぎません。とはいえ、この援助資金が供与されれば、大きな違いをもたらすことができます。しかし現実には、2005 年の約束から 2 年が経過し、G8 諸国からの援助額は減少しており、増加していません。

オックスファムが現在の傾向に基づいて試算したところ、G8 諸国の援助増額は 2010 年時点で、約束額をなんと 300 億ドルも下回るようになります。この約束不履行で発生する代償とは、いかなるものでしょうか？オックスファムが UNAIDS と世界保健機関(WHO)の最新のデータを用い計算したところ、その額は、子どもや女性、それに HIV/AIDS と生きる人々への不可欠な保健ケア分に相当し、500 万人もの命を救い、HIV/AIDS の拡大を防ぐことが可能となるものでした⁶。

図 1: G8 諸国の援助額：目標達成からの脱落



出典：オックスファム・イギリス 2007

表 1：費用とその効果⁷

| | 費用 | 救える命の数 |
|---|----------------|---------------|
| HIV/AIDS: 疾病の拡大を食い止め、アフリカでのエイズ予防・治療及びケアの普遍的アクセス | 163 億ドル | 50 万人 |
| 妊産婦・新生児への保健サービス | 52 億ドル | 200 万人 |
| 幼児への保健サービス | 56 億ドル | 250 万人 |
| 合計 | 271 億ドル | 500 万人 |

出典: オックスファム・イギリス 2007 (数値は WHO、UNAIDS に依拠。詳細は附属資料 2 を参照のこと)

もちろん、援助のみで状況を改善できるわけではありませんが、援助なしには、貧しい国々での改善を起こすことは不可能なことは明らかです。公正な貿易ルール、紛争の終結、債務免除、気候変動による影響の緩和策；これらの取り組み全てが、貧しい国が発展を遂げるためには必要です。しかし、援助はこの中でも特に重要な一部分なのです。

また援助は有効です。アフリカや他の貧しい国々におけるオックスファムのこれまでの経験と調査は、先進国からの援助が、人々の生存を可能にし、子どもたちに就学の機会を与え、きれいな水を提供し、人々に貧困から脱却する機会を与えるのに大きな役割を演じてきたことをはっきりと示しています。2000年の沖縄G8サミットで設置された世界エイズ・結核・マラリア対策基金をきっかけにこれまでに、78万人がHIV/AIDS対策に必要な抗レトロウイルス（ARV）治療を、また200万人が結核治療を入手し、マラリア対策として1800万以上の蚊帳が、妊婦や子どもがいる家庭を中心に配布されています⁸。援助により、タンザニア政府は初等教育を無料化することが可能となり、その結果として現在350万人以上の児童が新たに学校に通っています。そして同国は、教育に関する2つのミレニアム開発目標（MDGs）を達成できる見通しです。乳児死亡率もおよそ3分の1減少しました。また、ドイツの支援により、ザンビアの市民社会が、政府支出を監視し、政府の説明責任を追究することが可能になりました。

援助の質は更なる改善が必要です。大半の援助は、未だに複雑な付帯条件を伴ったり、拠出が遅れたり、そして先進国のモノやサービスの購入にタイド（ヒモ付き）されていたりして、深刻なほど低い質のままです。長期間にわたる質の高い援助が供与されるのは、今でも例外事項です。オックスファムの計算によると、新たに雇用された医師や看護師の給与支払いに当てられるような、柔軟性のある援助資金は1ドルあたり僅か8セントです⁹。しかし忘れてはならないのは、このような批判は援助の質を向上するためのものであり、援助そのものに反対するためのものではありません。柔軟で、かつ長期間にわたりコミットされた援助は、大勢の人々の生存を救うことができ、絶対的に必要なものです。

このような援助は必要であり、それも今すぐに必要です。数々の調査により、貧しい国が増大された援助資金を迅速に活用することが可能なこと¹⁰、そして援助の質が改善されたときにはその効果はすぐに表れることが明らかになっています。

しかし、援助額のレベルは歴史的に見ても低いままです。2006年の援助総額は先進国の対国民総所得（GNI）比0.3%に過ぎず、1993年時点と同じ水準にあります。1030億ドルという援助額は、世界中の軍事支出の僅か10%に過ぎず、アメリカ政府が対イラク戦争にこれまで投じてきた支出の25%にすぎません¹¹。これは、先進国の市民1人あたり週に1.7ドルしか提供していない計算になります¹²。もし先進国が、対GNI比の0.7%を振り向けるという約束を果たせば、援助額は2400億ドルになっているはずでした。

また、先進国の市民が自国の援助拠出額について、実際よりもかなり大きなものであるという認識を持っていることも明らかになっています。2007年3月にオックスファム・ドイツが実施した認識調査では、ドイツ国民の半数が、ドイツ政府の援助額は実際の数値よりも2倍多いと考えていました。イギリス国民は、自国の援助額が防衛費の2倍以上であると信じているようです¹³。現実には供与されている額がどれだけ小さいかを知ると、人々は援助増額への高い支持を示しました。71%のドイツ国民が、政府が2005年に約束した援助倍増の公約を守ることは「重要」または「非常に重要」だと答えました。G8諸国は他の先進諸国よりも

寛大ではありません。G7 諸国の援助額は 1 人当たり 87 ドルであるのに対し、スウェーデンでは一人当たり 441 ドルにもなります。

経済協力開発機構（OECD）が 2007 年 4 月に公表した援助額によると、援助は 1997 年以来始めて減少傾向に転じました。また、援助額は、債務救済額を援助額に含めるといった二重会計方式により、大幅に誇張されています。オックスファムは、このような援助の二重会計方式に反対です。貧しい国への債務救済はもちろん重要です。問題は、それがどのように計上されるかなのです。世論は、援助と債務救済は別のものと固く信じています。先進国による援助と債務救済という二種類の行動は、二種類の資金を生み出し、貧しい国での診療所や教室、水道やトイレ整備などが可能になります。2002 年の主要な国連会議において先進国は、援助の二重会計方式を止めることを約束しましたが、この行いは依然として続いています¹⁴。また、イラクとナイジェリアへの債務免除額により、2005/2006 年度の援助額は 15% も誇張されており、実際の援助額の推移傾向は非常に見えにくくなっていますが、それがさらに低いことは明瞭です。

2007 年には二重会計方式による誇張の効果がなくなるため、2008 年は現実の援助額が約束されたものよりも著しく低いレベルにあり、グレンイーグルズで合意した目標値にもはるかに及ばないことが露呈する年になるでしょう。表 2 はオックスファムによる試算を表していますが、債務救済による誇張効果を差し引いた結果、先進国の援助額が現状のまま推移すれば、2010 年時点での援助額は当初予定されていた 500 億ドルに比べ、300 億ドルも不足するであろうことを明らかにしています¹⁵。

表 2: 援助の予測額と実績額 (2010 年) ¹⁶

| | 援助累計額の推移 (%) 2004~2006 | 現行のベースに基づいた 2010 年の予測額 (10 億ドル) | 2010 年までに達成すると公約した額 (10 億ドル) | 予測額と公約との差額 (10 億ドル) |
|-------------------|---------------------------|------------------------------------|---------------------------------|------------------------|
| カナダ ¹⁷ | 14.6% | 3.8 | 3.6 | 0.15 |
| フランス | -0.6% | 6.6 | 14.2 | -7.6 |
| ドイツ | 6.9% | 8.5 | 15.6 | -7 |
| イタリア | -16.6% | 1.4 | 9.5 | -8.1 |
| 日本 | 3.5% | 9.6 | 12 | -2.4 |
| イギリス | 23.6% | 13.2 | 14.9 | -1.6 |
| アメリカ | 4.0% | 21.6 | 24 | -2.4 |

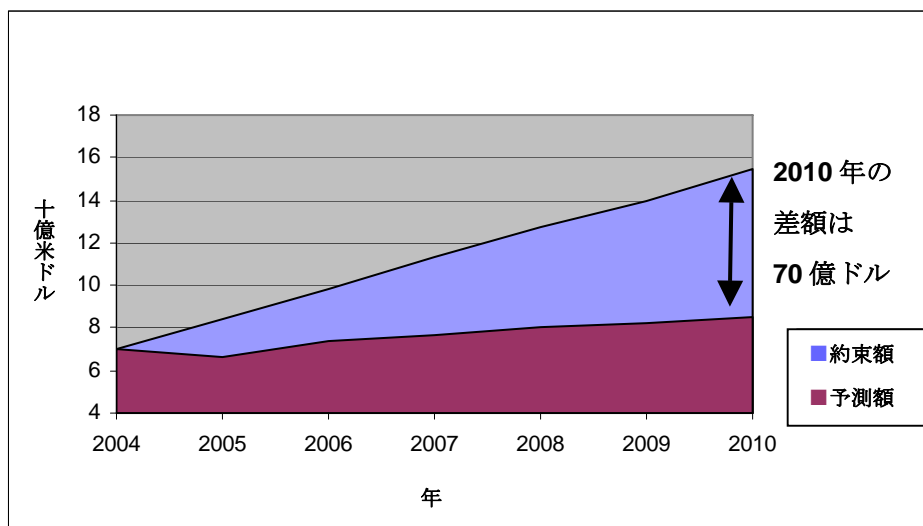
| | | | | |
|------|------|------|------|-------|
| G7合計 | 5.9% | 63.4 | 93.7 | -30.3 |
|------|------|------|------|-------|

出典： オックスファム・ イギリス 2007（数値は端数切捨てのため合計額は合致しない。詳細については附属資料1を参照のこと。すべての援助額は債務救済額を除いたものであり、2004年の米ドル建てをベースとして算出）

約束が果たされなかったことによる影響は、既に現れ始めています。オックスファムとアクション・エイドが計算したところ、仮にG8諸国が約束を果たしていたとしたら、過去2年間の援助総額は78億ドル高かったはずでした。この差額で、6200万の子どもたちに就学の機会を与えることができました¹⁸。

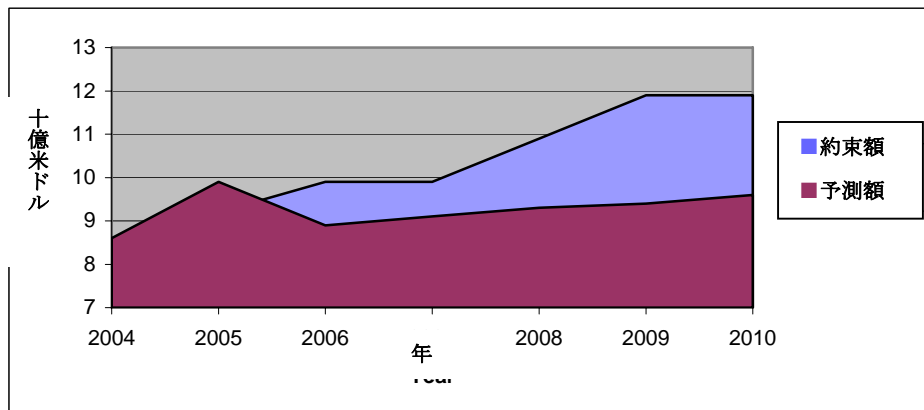
債務救済額を除いた2006年度の援助額を見ると、G7諸国のうち5カ国が援助額を減少させました。2005年の不安定な滑り出し以降、唯一イギリスのみが目標達成に向けて援助を増加させています。債務免除額を除いても、ドイツも援助額を過去2年間で6.9%上昇させています。これは良い傾向でもある一方、当初の目標達成に必要な年間14%の増加の半分にも達していません¹⁹。G8サミットの議長として、メルケル首相は規範を示す必要があります。ドイツは、最低でも、2010年までに援助額を対GNI比の0.51%に、2015年までには0.7%までに増額するという約束を果たすためのタイムテーブルを示す必要があります²⁰。

図2： ドイツが公約した援助増額と実際の予測額



出典： オックスファム・ イギリス 2007

図 3: 日本が公約した援助増額と実際の予測額²¹



出典：オックスファム・イギリス 2007

日本の 2006 年度の援助額は、債務救済額を除くと前年比で 10%低下し、2005 年のサミットで日本政府が約束した 100 億ドルの増額と、アフリカへの援助倍増はどこにも見当たりませんでした。日本は 2008 年度のサミット議長国であり、援助額減少という傾向に歯止めをかけない限り、特にアフリカにおいて存在感を増している中国とは対照的に、2008 年の G8 サミットでは立場を失うことになるでしょう。イタリアの援助額はなんと 41%も減少し、経済的に困難な時期を迎えているとはいえ、世界第 7 位の経済大国にとってスキャンダルともいえる事態です。アメリカの援助は 13%減少し、GNI の 0.13%という支出は G7 の中でも最も低い地位に逆戻りです。カナダの援助額も 3.5%減少しています。カナダはそれでも約束額に到達する見通しですが、それはそもそも約束額が小さすぎるからです。GNI 比 0.7%目標を目指すべきです。フランスは 2 年連続して減少し、かつての G8 サミットで、2012 年までに援助額を対 GNI 比 0.7%までに増加させることを約束した際に発揮したリーダーシップを著しく損なうこととなりました。新大統領は、今度の G8 サミットで、フランスが軌道修正を行うための策を発表するよう大きな圧力を受けることになるでしょう。

アフリカ

スーダンのダルフル地方やジンバブエに関する連日のニュースが示すように、アフリカ大陸では、史上かつてない程の苦しみや人権侵害が依然として横行しています。また、アフリカは、自然資源の恩恵がごく一握りの人間のために略奪され続けている大陸でもあります。

一方で、このような悲惨なニュース・ヘッドラインに隠れていますが、多くのアフリカ諸国では状況は近年改善されつつあり、希望も見えてきています。過去 3 年間のアフリカ諸国の経済成長は、過去 30 年間で最

も高いレベルにあり、昨年は5.6%の成長率を達成しました²²。また、多くの国では、成長により得られた資金を公共サービスへと投資しています。モザンビークでは教育支出が倍増し、ベナン、ブルキナファソ、マダガスカル、マラウイ、モザンビーク、タンザニア、ザンビアでは、教師の雇用と研修に関する支出が急速に増額されています。

2001年に、ウガンダは医療費を無料化しましたが、これは政府が保健セクターへの支出を19%増額させたことによります²³。また、世界銀行によると、「貧困削減に関連した支出は、政府歳入よりも大きな伸びを見せている」とのことで、政府が自らの役割を果たそうとしていることを示しています²⁴。まだ多くのことがなされる必要があるものの、大勢の人々の生活に良い影響を与えつつある進展があることは認識されるべきです。

このように、多くのアフリカ諸国が責任を果たし始めた一方で、先進国がアフリカ大陸への援助増額をないがしろにしているのは悲しむべきことです。債務免除額を差し引くと、アフリカ向け援助額はこの一年で殆ど増加しておらず、大体215億ドルの水準に止まっています。グリーンイーグルズでの約束どおりに2010年までに500億ドルまでに増えるためには、毎年19%の比率で援助を増額させる必要があり、それに従うと2006年度の援助額は、最低でも260億ドルに上っていたはずでした。

ドイツ政府は、アフリカにおける経済成長と民間投資を促す方策について積極的に議論する姿勢を見せていますが、このためにG8諸国ができる最善のことは、アフリカ大陸が益するような貿易協定を追求することです。しかし現実にはそれと反対に、アフリカ市場の更なる自由化と市場開放を求める一方で、アフリカからの輸出品から自国市場を保護する措置を講じているのです。例えば、マリの綿花生産者は、政府の補助金まみれのアメリカの綿花生産者との競争を余儀なくされています。アフリカ諸国は、2007年末までに、自国経済に深刻な脅威となるEUとの新たな自由貿易協定（経済連携協定（EPA）と呼ばれる）に署名するよう大きな圧力をかけられており、それに署名しなければ、現行の優遇措置の期限が切れる2008年以降は、EU市場への輸出が厳しくなる状況にあります。EUは、アフリカ、カリブ、太平洋島嶼国に、経済開発と貧困削減を可能にする貿易協定に向け交渉する時間と余地を与えるのに加え、WTOルールを蔑ろにしない形で新たな特惠関税制度（GSP+）を通した暫定的な市場アクセスも与える必要があります²⁵。

中国のアフリカ向け投資額は、インド等他の投資国と同様に、急速に増加しています。これらの投資の質と効果は不明瞭でもあり、国によってまちまちです。ガーナやザンビアのように、インフラ建設や工業化のための借款である時もあれば、スーダンのような国への比較的条件的の少ない支援もあります。投資の大半は、低い利子率による借款ですが、これは新たな債務累積への懸念も生んでいます。最近の記者会見にてアフリカの財務大臣たちは、そもそも先進国による無償援助（贈与）が約束どおりに流入していれば、多くの場合中国による借款を必要ではないと明確に発言しました。

汚職との戦いに勝つために

貧しい国への援助に関する議論は非常に二極化しています。多くの人々が、貧しい国への援助は、汚職により資金が不正に活用されたり浪費されたりするため、機能しないという意見を持っています。100カ国以上で活動を展開してきたオックスファムの経験からは、この考えには十分な根拠が見出せません。これは実のところ、貧困削減に必要な援助増額への国民の支持を損なう非常に危険な誤解でもあります。

援助供与に際し汚職が発覚した場合は、即刻に対応策を講じるべきです。援助資金が不正に使用されるという事態は当然あるでしょう。例えば、世界エイズ・結核・マラリア対策基金も、汚職の疑惑がもちあがったため、2005年度にウガンダ政府への贈与を中止しました。しかし、このような事例は実は例外であることを理解する必要があります。過去においては、援助はしばしば腐敗した独裁者が問題にされることもなくそのまま供与され、多くの資金の浪費を招いたため、今日の援助懐疑主義の一因ともなっています。しかしながら今日、多くの援助は途上国の貧困削減計画に対し供与されており、またその進捗状況は緊密な監視下にあります。

改善の余地がまだまだあることは確かですが、多くの途上国政府は、汚職対策と公共財政管理システムの改善に向け大きな努力を払っています。今も大きな問題を抱えているのは、非民主的かつ豊富な資源を有する国であり、これは説明責任も最小限にとどまっているため、汚職の機会が非常に大きいことによります。IMFが債務免除対象国を対象に行った調査によれば、2002年には財政年度の終わりから2ヶ月以内に財政報告を終了させている国は32%であったのが、現在は60%まで上昇したとのことです。同じ調査によると、これらの国における貧困削減に向けた政府支出も2002年以降33%増加しており、債務免除による資金が用途された目的のために適切に使われつつあることを如実に示しています²⁶。

G8諸国と先進国は、汚職の「供給サイド」、つまり賄賂を用いたり、それをわざと容認したりしている輸出信用機関、企業や個人等についても対策を講じる必要があります。世界銀行は2004年に、多国籍企業の60%以上が、非OECD加盟国での契約のために非公式な賄賂を支払っていると推定しました²⁷。OECD全加盟国は国連腐敗防止条約を批准し、OECDの外国公務員贈賄防止条約の遵守を徹底するべきです。

援助は汚職対策において主要な役割を果たしえます。例えば、弁護士の研修費用を賄ったり、言論の自由を支援したり、警察や他の公共セクターを支える人々の給与増加を支援したりできます。要するに、援助は、不正な収益を許さない活発で幅広い情報を得た市民に支えられた、効果的な公共サービスと民主的な機構の構築という、汚職撲滅に向けた唯一の長期的な解決策を支援することができるのです。汚職との戦いの最大の適任者は、貧しい国々の市民自身です。例えばガーナのSEND財団は、貧しい北部地域の市民から構成される監視委員会を運営し、債務免除による資金が効果的に支出され、汚職により浪費されないよう監視しています。

汚職が発覚した場合でも、援助をまるごと引き上げるのはあくまでも最後の策であるべきです。援助資金は、直接学校や診療所へと届けたり、市民社会組織や国連機関などを通して実施することも可能です。貧しい人々が、腐敗した指導者のつけを払わされる事態はなんとしても避けるべきです。

最後に、G8 諸国は、汚職の問題を、自らの援助増額に関する不作為の理由とすべきではありません。例えば、マリは世界銀行と IMF の調査によると、最善の財政管理システムを有していると評価されました。しかし、マリの援助吸収能力は非常に高いことがわかっているにも関わらず、マリはほとんど援助を受けられずにいます。マリでは、4人に1人の子どもが5歳の誕生日を迎える前に命を落とし、女性の8割が非識字のままです。

必須社会サービスと人道支援の欠如

援助増額が果たされないことにより、教育や保健、HIV/AIDS 対策、水と衛生の供給等の必須社会サービスに向けた資金不足が起こっています（表3および囲み1参照）

表 3: 必須社会サービスに必要な資金と不足額（単位：ドル）

| | 必要な援助額 | 約束/拠出額 | 不足額 |
|------------------------|--------|--------|-------|
| 基礎教育 ²⁸ | 160 億 | 30 億 | 130 億 |
| 保健 ²⁹ | 270 億 | 60 億 | 210 億 |
| HIV/AIDS ³⁰ | 200 億 | 100 億 | 100 億 |
| 水、衛生 ³¹ | 300 億 | 150 億 | 150 億 |

出典：オックスファム・イギリス 2007

囲み 1:

モザンビークにおける約束不履行の代償： 100万人の児童の就学機会

初等教育は、モザンビーク政府の貧困削減戦略と「万人のための教育」を促進する上で核となる取組みであり、近年、初等教育アクセスにおける進歩は目覚ましいものがありました。それにも関わらず、女子児童を中心とした 100 万人もの児童は、依然として就学の機会を与えられていません。1 クラスあたりの平均児童数は 80 人です。大勢の教師が 2000 年から 2010 年の間にエイズで死亡すると言われており、2005 年から 2009 年の間に必要とされる新たな教師の数は 7000 人にも上るとされています。

「万人のための教育ファスト・トラック・イニシアティブ」の一環として、モザンビークは包括的な教育セクター開発計画を策定しました。2005年から2009年までに外部資金で賄われる必要のある額は5億2700万ドル、或いは年間1億ドル強相当と推計されています。もし約束された援助額が供与されれば、このようなギャップは簡単に埋められます。

出典：教育のためのグローバル・キャンペーン

保健および HIV/AIDS

毎日、途上国に住む人々は、自らのため、そして家族のための医薬品購入や保健ケアのために多大な犠牲を払っています。彼らは医療ケアか食費か、或いは薬品か教育かというような選択をせざるを得ず、土地や家畜を売り払い、債務の罠に陥っていくのです。世界銀行の推計によると、医療費の支払いのためにおよそ1億人の人々が貧困に陥っています。医療費の60%は医薬品の購入が占めています。女性は、高額な保健ケアのしわ寄せ最も受けています。家族が病気になると、女性は他の仕事に加え、看病もこなさなくてはならず、また保健ケアに料金がかかる場合には、残りの家族を優先するために、自らは有料の保健ケアを受けないことが多いからです。

ドイツ政府は、今回のサミットにおいて、HIV/AIDS支援とアフリカの保健サービス支援を議題としています。2005年に、G8諸国は、疾病予防と治療、ケアへの万人へのアクセスを2010年までに可能にする旨約束しました。この目標を達成するためには、長期的な援助を大幅に増額することで、無料基礎保健サービスと治療を支援する必要があります。

貧しい国の大半では、お金なければ保健ケアを受けられない状況があります。G8諸国が、全ての国に対し、もし基礎保健ケアにおける利用料を廃止すれば、無料化するのに必要とされる資金を援助で供与するとの明確なメッセージを発信する必要があります。ウガンダのように、保健ケアを無料化した国では、保健サービスへのアクセスが大幅に改善し、診療所の利用数が100%増加したケースもあります³²。最後に、G8諸国は、貧しい人々が医薬品を入手できるようにするために、途上国政府が貿易協定におけるセーフガードを活用して廉価な医薬品の輸入や製造を可能にする権利を支持しなければなりません。

近年、G8諸国や他ドナーは保健セクターに大きな関心を寄せてきました。これは、資金増額と治療の拡充という良い面がある一方で、100以上の関係機関が乱立し、しかも殆ど調整されていないという状況から、保健セクターは大きな混乱も抱えることになりました³³。同時に、強固な保健セクターの土台や、世界中で425万人が必要とされる保健医療従事者への資金は欠落しています。ドイツ政府は、G8議長国として、各国が、自国で必要とされている保健医療従事者数と必要な投資額を明記した1つの保健セクター計画を策定することを呼びかけ、先進国は、それに呼応して、この国家計画に援助を協調させること、そして援助を増

額することで、国家計画が資金不足により頓挫することがないようにすることを合意する必要があります。世界レベルでは、これらの計画の承認と監視は世界保健機関（WHO）が行い、そのフォローアップは例年のG8サミットにおいて行うことで、これら計画がしっかりと支持されることを確保すべきです。

医薬品は貧しい人々に対して廉価で供給されるべきです。このためには、ブランド品ではない、いわゆる「ジェネリック薬品」の製造を通し、競争を促すことが最も有効な策です。これは、薬品の価格を低下させることが証明されている唯一の持続的な方法なのです。しかし、貿易ルール、特に世界貿易機関（WTO）のTRIPs協定（「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定」）に含まれている知的財産権関連条項により、製薬会社は医薬品に対する独占的な保護を有し、ジェネリック競争を阻害しています。これにより医薬品は高額となるため、ごく限られた特権層を除いては入手が困難な状況になります。

これに対する世界的なキャンペーンの影響もあり、TRIPs協定は、貧しい国が公衆衛生を守るために様々なセーフガードや柔軟な仕組みを活用し、このルールがHIV/AIDS等の感染症や糖尿病や癌のような非感染症に関するジェネリック薬品の入手を妨げないようにすることを認めています。

しかし、G8諸国、中でも特にアメリカは、これらのセーフガードの撤廃を迫っています。彼らはWTOを避けながら、自国と途上国との間の二国間・地域間貿易協定の締結に向けた交渉を行い、その枠組みの中で、重大疾病への廉価な治療薬でもあるジェネリック薬品の競合が認められるセーフガードが使用できないよう、知的財産権規定の厳格化を主張しています。既存および将来の自由貿易協定交渉を行っているG8諸国は、ジェネリック薬品へのアクセスを阻害するような条件の押し付けはやめなければいけません。

先般、イギリスとフランスの両政府は、タイ政府が、貧しい人々のために重要な医薬品を安く購入できるようにするためにセーフガードを活用する権利を支持するという声明を出しました。オックスファムは、これを喜ぶべきことだと考えていますが、更なる行動が必要だとも考えています。G8諸国は、全ての途上国が、公共衛生保護の観点から、セーフガードを行使する権利を有することを再認識する力強いメッセージを発信する必要があります。

人道支援

世界全体でおよそ4600万人が、自然災害や紛争の影響を受けていると推定されています。多くの人々にとっては、彼らが受け取る支援はあまりにも少なく、またあまりにも遅いタイミングでなされています。人道支援に関する資金の不足額は膨大です。2006年には、国連統一アピール・プロセス（CAP）に必要とされる資金は63%しか拠出されませんでした。これは、およそ170億ドルもの不足額になります。いわゆる「忘れられた」緊急事態、ニュースの大見出しとならなかった出来事が、最も深刻な影響を受けています。例えば、「アフリカの角」（ソマリア、

ジブチ、エチオピア付近)においては、要請した額の40%にも満たない額しか充当されず、貧困者と死者の増大を招く結果となっています。

2006年3月に設置された国連中央緊急対策基金(CERF)は大きな前進でした。CERFは国連が人道上の緊急事態に迅速かつ公平に対応するため、緊急対策資金をプールする仕組みです。CERFは既存の人道支援資金に取って代わるものではなく、追加的な資金となることを目的としており、また現実に機能しています。設置から一年間で、CERFは35カ国の331プロジェクトに対し、全資金の2億9900万ドルのうち2億5930万ドルをコミットしています。

CERFは既にいくつかの緊急事態にうまく対応してきましたが、全世界で必要とされている人道支援のニーズに対応するためには、まだ大きなギャップがあります。CERFへのドナーの拠出状況はまちまちであり、驚くほどの格差があります。G8諸国のうち公平な負担額を拠出しているのはイギリスのみであり、イタリア、フランス、日本、そしてアメリカの拠出額は非常に小さいか、全くない状況にあります。

G8はドイツでの機会を捉えて、質の高い、迅速で予測可能かつ長期的な人道支援の実質的な増額を合意する必要があります。議長国ドイツは、CERFへの公正な負担額(4000万ドル)を緊急に拠出することで模範を示すべきです³⁴。

平和、安全保障と武器貿易

ドイツ・サミットにおいて行われることになっているアフリカに関する議論の中で重要な側面の1つが、平和と安全保障です。これを具体的な活動につなげるために、まずダルフルや他の危機的状況における民間人の保護と平和、そして武器貿易条約の形成に対して絶対的な支持を表明することが求められています。

ダルフル地方での危機的状況は既に4年目に入り、援助に依存するしかない人々の数は400万人に上り、2004年以降倍増しています。国連の推計によると、このうち90万人は未だ支援を受けられない状況にあります。G8諸国が全てを解決することは不可能ですが、今よりもずっと大きな貢献はできます。

昨年、G8諸国はアフリカ連合スーダン派遣団(AMIS: African Union Mission in Sudan)への継続的な支援を行うことを表明しましたが、この緊急性に関する認識を感じさせないものでした。また、今後展開される可能性のある国連活動を支持する用意があることも表明しています。昨年のサミット以降、G8諸国や他の先進国がダルフルに関心を払わなかったことにより、40万人近くが難民となっています。AMISも、短期間での細切れの支援金によりなんとか活動を続けていますが、4月末には資金切れとなる見込みです。AMIS側も計画や実績、現地での信用度(特に警備の強化)を向上させる必要がある一方で、イギリスとアメリカを除くG8諸国からの長期的な資金は依然として不足しています。G8諸国は、国連やEUの平和維持活動よりも、アフリカ連合(AU)へ

の直接的な資金提供が可能となるよう、自国の制度的制約を解決する必要があります。

また、ドナーは約束資金を拠出すべきです。厳格な報告義務を満たす必要があることから、AMISの現地要員に対する日当支払いは2006年10月から2007年1月までの4ヶ月間滞りました。アフリカ連合の財務的な説明責任能力に対する懸念は正当なものだとしても、アフリカ連合はダルフルでの状況に対する国際社会の声の高まりを受けて陣頭指揮を取ったのであり、このような点を考えると、ドナーも、現地での責務を果たしている軍を積極的に支援する必要があります。人件費支払いの保留は、AMISのパフォーマンスをさらに低下させ、民間人の保護を損なうことにしかありません。

AMISに関する問題の他にも、ダルフルでの状況に対する人道支援機関の能力も、スタッフや物資等への直接攻撃によりこれまでに悪化し、ニーズのある人々へと支援を届けることができない状況にあります。G8諸国は、外交的な努力をより協調・強化し、各勢力が停戦を守り、国際人道法を遵守するよう働きかける必要があります。これは活動の中核となる事項であり、これなしでは全ての人道支援活動が崩壊すると国連は警告しています。国際社会は、ダルフルでのAUの活動に対する国連支援の確保に目を向ける過ぎるあまり、現地での差し迫った重大な問題には関心が行き届いていないようです。

隣国チャドの避難民の数は、ダルフルの事態による影響もあり、2006年のサンクトペテルブルク・サミット以降3倍に増え、12万人を超えました（既に難民となっていた23万人を除きます）。チャドには民間人保護に関わる深刻な問題があり、国際社会による対応を必要としています。

G8サンクトペテルブルク・サミットではまた、平和維持および平和執行活動の迅速な展開を可能にする、アフリカ連合のイニシアティブによるアフリカ常設軍（ASF: Africa Standby Force）の設立に向けた支援の増額も約束されました。これは2010年までに5地域におけるアフリカ主導の旅団を創設するという、確かに長期的なプロジェクトではありますが、2007年までに最初の旅団が活動を開始できる兆候すらありません。ダルフル危機が解決されないことで、AUの能力的制約はさらに大きくなり、長期的な大陸規模の戦略への投資と計画への合意が行えずにいます。アフリカでの紛争に自国の兵士の命を危機に晒したくないと考えるG8諸国であるからこそ、ASFのコンセプトを発展させるために、もっと真剣で公平な支持を表明すべきです。このためには、政府やドナー間でよく調整された技術的・資金的協力や訓練機会の提供に加え、物事の進展を進めるためにも軍事的支援に関する政策を見直す必要があります。

武器貿易条約締結に向けたプロセスへの合意

2006年のサンクトペテルブルク・サミットは、2005年のグレンイーグルズでG8諸国がコミットした武器規制への取組みを前進させることができませんでした。紛争や貧困、人権侵害に油を注ぐ無責任な武器移転

を予防するための重要な声明が出されなかったのです。しかしそれ以降、国際社会においては、通常兵器の貿易規制に向けた取組みを大きく前進させてきており、イギリスと日本は其中で主要な役割を演じてきました。

G8のメンバーである日本とイギリスを含む数カ国のリーダーシップの下に出された、武器貿易条約交渉の開始を呼びかける決議は、2006年12月に国連で、加盟国の80%以上の支持を受けました³⁵。このプロセスに対して反対票を投じたのはアメリカ一国のみです。他の7つのG8諸国のうち6カ国は、賛成したのみならず、決議を公式に支持する共同提起者のリストに名を連ねました（ロシアは留保しています）。非常に懐疑的な政府をも驚かせる規模での合意がなされたことで、通常兵器の移転に関する包括的で、法的に拘束力を持つ規制の策定に向け、国連内部に公式なプロセスが発足しました。

条約の必要性に対する圧倒的な同意が得られたことで、今後の焦点は、最終的な条約を強固なものとし、問題への解決策を提示する内容とすることに当てられます。国際法——特に国際人権法や人道法——に準拠しない条約では、武器が、人権侵害や民間人への攻撃を行う者の手に落ちることを防ぐことはできません。

G8諸国のうち6カ国は、世界の武器輸出国の上位10カ国に入り³⁶、全てのG8諸国が大量の主要な通常兵器や小型武器を輸出しています。このような観点からすると、G8諸国は、地球規模の、かつ効果的な武器管理体制の構築支援に対しひととき重い責任を負っているといえます。G8諸国は、ドイツにおいて、世界の多数の国々からの要望に留意し、法的拘束力を有する国際的な武器貿易条約に向けた明確な声明を出す必要があります。

未だに見通しの立たない貿易公正化

WTOが国際貿易ルール改正を行う場として最も適切なフォーラムである事実は変わりませんが、今に至るまで開発に関する約束を果たすことができず、また最貧国に、公平な環境で競争し、貿易による開発上の恩恵を享受する機会を与えていません。このため、改革が喫緊の課題とされているのです。2005年末に香港で開催された閣僚会合から18ヶ月が経ち、G8諸国を中心とする先進国は、WTOでの合意に向けた政治的な取り組みに着手できないままです。政治的コミットメントがないことに足を引っ張られ、交渉は今や瀕死の状態にあります。

「開発ラウンド」とは名ばかりのもので、実際のところ、「開発」は交渉において重要性を失いつつあります。時間が経過するにつれ、多くの途上国はますます多くの交渉から排除されており、開発寄りの貿易ルールを策定する機会は、途上国の掌中からこぼれつつあります。仮にEUとアメリカが自らの利益を盛り込んだ合意に達し、自国の政治的な期限を利用してWTO加盟国からの支持を取り付けたとしたら、最悪の結果に終わることが予想されます。

これが実現するとすれば、途上国は、ダンピング措置の軽減等、自らの懸案事項に対し最小限の成果しか得られないのに、工業製品やサービス、加工食品等に対して、自国市場へのアクセスを「見返り」として提供させられることになるでしょう。これは、途上国の幼稚産業やサービスが先進国の産業と競争に晒され、多くは衰退に追いやられることを意味し、貧しい国の開発を支援するどころか、それを妨げることになるのです。

それと同時に、途上国は自国の農産物市場も更に開放するよう、大きな圧力を受けています。途上国では、食糧と生計の安全保障のためにも、農業分野では柔軟な扱いが必要とされています（S&D：「特別のかつ異なる待遇」と呼ばれる）。市場開放から除外される「特別品目」の指定や、「特別セーフガード措置」の提供は、途上国の開発を促すために不可欠のものです。世界の農業労働力の70%を占めるG33に属する途上国は、食糧安全保障や農村開発、生計の安全保障を守るためにこれらの柔軟性を必要としています。このような柔軟な対応を認めることによる世界貿易への影響は大きなものではない一方、大勢の人々の生活を守ることができるのです³⁷。

さらに、途上国は、農民の利益に対する保護か、製造業やサービス業での将来的な雇用の可能性を取るかの選択を迫られています。アメリカとEUは、開発問題を「譲歩」として扱うことを直ちにやめ、開発に配慮した貿易協定の核心的な要素として取り組む必要があります。

多国間交渉が、影響力の強い国の非協力的な態度で沈没寸前になる一方で、アメリカやEUをはじめとする富裕国は、途上国との二国間および地域自由貿易協定（RTA）や投資協定を通じた市場開放を進める方向に転換しています。これは途上国にとっては悪いニュースです。というのも、先進国の推進するRTAによる脅威は、これらの国がWTOにおいて提案している事項よりも大きなものだからです。先進国と途上国との間で交渉されているRTAは、WTOよりも早く、高いレベルで自由化を要求し、また厳格な知的所有権や投資ルールの適用等のように、公共財を損なったり、現在途上国に認められているアメリカやEU市場への優遇アクセス措置を形骸化させたりする恐れがあるため、途上国の開発に資する結果をもたらしません。現在EUと貧しい国々との間で交渉が進められている経済パートナーシップ協定(EPA)は特に悪質なものです。EU議長も務めるメルケル首相は、なんとしても有害な自由貿易協定をやめさせるために持てる限りの力を注ぐ必要があります。

先進国は、二国間や地域間の自由貿易協定の推進をとりやめ、WTOにおける開発ラウンドの成功に向け全力を傾ける必要があります。G8諸国の指導者達は、頓挫しているWTOの議論を再開させる力を有しています。G8とEUの議長国を兼任するドイツの果たす役割は大きく、メルケル首相は、ドーハ・ラウンドの成功の前提条件として、WTOにおける交渉が、透明かつ参加型で民主的なものとなるよう、注力すべきです。G8諸国も、工業やサービスに関する貿易協定が途上国経済に取り返しのつかないダメージを与えないよう、また農業分野での改革による恩恵を相殺しないよう、多大な努力を払う必要があります。端的に言うと、G8諸国には、何百万ものキャンペーン参加者が要求している公平な貿易を実現することが求められているのです。

気候変動

グレンイーグルズと同様に、気候変動は今年のG8サミットでも重要な議題となっています。この世界的な課題に対処するにあたっては、緊急性と公平性が必要とされています。G8諸国は、気候変動によるリスクに脅かされている何百万もの貧しい人々のためにも、断固とした行動を起こす必要があります。

世界中いたるところにおいて、気候変動は貧困と困窮の主要な原因となりつつあり、その結果は既に現れ始めています。保健医療専門家たちによると、気候変動により毎年さらに15万人が死亡しています³⁸。今年3回にわたり開催された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）協議の第4次評価報告書も、オックスファムなど、貧困問題に取り組む団体が現場で以前よりも頻繁に目撃している事実を裏付けています。それは、気候変動による影響を真っ先に、かつ最も深刻な形で被るのは、気候変動発生に対してほとんど責任を負わないはずの貧しい人々であるという事実です。

このような現状は、村の指導者から国連の潘基文（パン・ギムン）事務総長、更には長期的視野を持つ財界の中心人物に至るまで、世界中の多くの指導者達から認識されつつあります。気候変動による影響が緩和されない限り、世界の中でも最も貧しい何千万もの人々が貧困から逃れるのは不可能なのです。

バングラデシュでは、ジャムナ河流域の浮動河川の住民は、昔からの季節的な洪水等により、環境の変動にも慣れていました。しかし今では、天候不順に加え、ヒマラヤ氷雪の溶解や海面上昇による水面の上昇により、生活を脅かされています。これまでに25回もの引越しを余儀なくされてきたライラさんによると、「これまでは、モンスーンによる洪水は7～8月に集中していたけれど、今では10月まで雨期が続く状態です」とのことです。「これは作物の植え付け期に重なるので、私たちにとって大きな問題となっています」³⁹。無責任な環境汚染と不実行により、先進国はMDGsの達成を脅かす程の気候変動を世界中にもたらしたのです。

入手可能な科学的証拠によると、気候変動を緩和するための行動が何も起こされなければ、その危険な影響が我々の世代の生存中に現れるであろうことが示唆されています。世界的な温度上昇を2°C以下に抑えない限り、水不足や食料不安、疾病、またそれらを原因に起こる紛争等により、人類の貧しい側の半分に属する人々の生命や生活が危険にさらされます。G8諸国がこの問題に指導力を発揮するとしたら、それは、気温の上昇が2°Cを超えないようにすること、そして貧しい国が豊かな国のつけを払わされることのないことを確保することによってのみ、可能です。

このように脅威的な気候変動による影響を回避するためには、全てのレベルにおける多様な取り組みが必要です。それらには、現行の開発を支えている生産や消費、貿易のパターンや、エネルギー、運輸方式の見直しから、温室効果ガス排出の増加抑制や持続可能な開発のための国家政

策、さらには国際協力の確保等がありますが、その際に重要なのは、貧しい人々を最優先にした、公正な解決先を提示することが必要です。

欧州は世界に先駆け、温室効果ガス排出削減に向けた努力に着手しています。しかし公平性を確保するためには、排出権削減だけでは不十分です。ライラさんとその家族は、オックスファムが支援する現地団体の支援により生き残り戦略を立てることができました。災害予防や災害への備えについて教えたり、緊急時の貯蔵所やボート、携帯電話、ラジオ等を組織し、提供したりするのです。世界の貧しい共同体が気候変動に対処することを余儀なくされる現状においては、このような重要な取組みが全世界で行われる必要があります。

気候変動への適応には、現時点で約束されている額よりも更に何百億ドルもの費用が必要とされています。公平性を追求するためには、気候変動の原因でもあり、支援する能力を有する先進国が、自らの義務を果たすことが求められます。これは汚染原因を作ったものがその支払いをするという問題であり、債務免除と同様、開発援助とは別に計上されるべきお金です。単に、費目名を変えたり、現行の援助資金から流用することは許されません。G8 諸国は、2008 年に日本で開催されるサミットまでに、気候変動対策にかかる費用の包括的な見積もりを行い、併せて、炭素税等の新たな資金調達枠組みにより、必要とされる何百億ドルという資金をいかに調達できるかを詳細に示す必要があります。

気候変動について、ハイリゲンダムで G8 諸国の指導者に課される課題は明確です。気温上昇を 2℃以下に抑えるための目標を設定し、2015 年までに自国でのガス排出量削減に関する早期の行動にコミットする必要があります。また、国連プロセスが 2007 年 12 月以降の世界的な行動枠組みを交渉し、また 2012 年以降の継続と更なる排出量削減に取り組むことについて明確な任務を持つようにすることも、G8 に求められています。また、貧しい国々が気候変動に適応するために必要な資金を、通常の援助資金から流用することなく、公正な負担額を拠出することで、自らの責任と能力を果たすべきです。

結論

G8 諸国が約束を果たさないことは、貧しい人々の何百万という夢を打ち砕くことであり、許されないことです。G8 諸国は既に、行動を起こすことができることを示しており、その行動が人々の命を救うことも示しました。貧困との戦いに G8 諸国が全力を果たさないことの言い訳は、もうありません。

ドイツ政府は、2007 年に直面する様々な課題に立ち向かい、G8 諸国が、これまでの約束が実現するまでのひどく緩慢なペースや、甚だしい失敗に対して確実に責任とるようになる必要があります。2007 年のドイツ G8 サミットは、G8 諸国が約束の実現に向け真剣になった年として記憶されるべきです。アンゲラ・メルケル首相は、G8 諸国が本来の軌道に戻り、世界が心底必要としている断固とした行動を起こすよう指導力を

発揮しなければなりません。G8 諸国には、世界に向けた約束を果たす責任があります。

脚注

- ¹ UNICEF の統計より. <http://www.unicef.org/infobycountry/index.html>. ドイツ、フランス、カナダ、日本、イタリア、イギリスの 5 歳未満の総児童数は 2090 万人。
- ² 2005 年に低所得国が返済した債務は 429 億ドルであり、一日当たり 1 億 2000 万ドル、一時間当たり 500 万ドルに相当する。
- ³ ベナン、ボリビア、ブルキナ・ファソ、カメルーン、エチオピア、ガーナ、ガイアナ、ホンジュラス、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ニカラグア、ニジェール、ルワンダ、サン・トメ・プリンチペ、セネガル、シエラ・レオネ、タンザニア、ウガンダ、ザンビア（以上は HIPC 完了点達成国）、カンボジア、タジキスタン
- ⁴ カンボジアとタジキスタンは、対 IMF 債務のみが放棄され、対世界銀行の債務は放棄されなかった。
- ⁵ S. Bokkerink (2007) 'Dubious Deals', Oxford: Oxfam, unpublished.
- ⁶ 数値の算出や援助コミット額の詳細については附属資料 1 を参照のこと。
- ⁷ 出典および算出の根拠については附属資料 2 を参照のこと。
- ⁸ <http://www.theglobalfund.org/en/files/about/replenishment/oslo/Progress%20Report.pdf>, (2007 年 4 月時点の情報)
- ⁹ Oxfam International (2007) 'Paying for People: financing the skilled workers needed to deliver health and education services for all', Oxford: Oxfam Publishing.
- ¹⁰ See for example the World Bank, April 2007, http://siteresources.worldbank.org/INTPRS1/Resources/383606-1170086079630/ScalingUp_Newsletter_01.pdf, or the report of the Africa Commission in 2005.
- ¹¹ See http://nationalpriorities.org/index.php?option=com_wrapper&Itemid=182 (2007 年 4 月時点の情報) 2005 年度の世界中の軍事支出は 1 兆円であり、イラク戦争にかかるこれまでの支出は 4160 億ドル。
- ¹² 2005 年の最新の統計によると OECD 加盟国の人口は 11 億 7 千万人。2006 年度の ODA は 1030 億ドルであるため、一人当たり 88 ドル、一週間当たり 1.7 ドルに相当する。

^{12 13} イギリスの軍事支出は政府支出のおよそ9%を占める。イギリスの援助額に対する世論調査の平均的な回答は18.5%であった。

¹⁴ 2002年のモンテレイ国際開発資金会議において、ドナーは、債務免除にかかる資金が、途上国向け援助資金の代わりにされないよう、その重要性について認識している。

¹⁵ この数値は、G8を除く他のOECD加盟国は約束を守っているとの推測に基づく。実際にはこれらの国においても援助増額が果たせていないようであるため、500億ドルの達成は更に程遠くなる。

¹⁶ 各国の数値は端数を切り捨ててあるため、合計額と合致しない。詳細については附属資料1を参照のこと。全ての額は債務救済額を除いたものであり、2004年の米ドルを基準値としている。オックスファムの予測値は、2010年までにG8諸国が増額すると公約した額に債務救済額が含まれないようにという、本政策文書の趣旨に基づき算出されている。

¹⁷ カナダのみが目標を達成できる見込みである。しかし、これは、カナダの約束した増額が他のG8諸国（特にEU諸国）に比べ非常に低いためでもある。2006年に同国は、2010年までに達成するとした援助の対GNI比に関する目標値を発表したが、それはOECD加盟国の平均値に止まるものであった。カナダ政府は、援助増額に向け世論の大きな圧力をかけられているにも関わらず、対GNI比0.7%を達成するためのタイムテーブルを提示することを頑なに拒否しつづけている。数値はOECD/DAC推計値より、2004年の米ドルベースでの計算。詳細は <http://www.oecd.org/dataoecd/52/18/37790990.pdf> を参照のこと。

¹⁸ 現在学校に通えない8000万人もの児童に就学機会を与えるためには、毎年100億ドルの援助が必要と推定される。これは、78億ドルの増加により6200万人の児童が就学の機会を与えられることを意味する。

¹⁹ これまで年率6.4%で増加してきたドイツの援助額は、2010年の目標値を達成するために今後20%ずつ増加させる必要があることを示す。

²⁰ これは、2005年4月にEU加盟国（15カ国）の公約であり、2010年までに対GNI比0.51%を達成することとしている。500億ドルの増額のうち400億ドルはEUの公約分によるものである。

²¹ 予測額はOECD DACの試算に基づく。日本政府は2005年から2010年までの間に合計100億ドルの援助を追加拠出すると約束した。DACは2006年の援助額を対2004年レベル比で10億ドルと仮定し、例外的な債

務免除は除外、さらに 2010 年は 30 億ドルと仮定した。総額 100 億ドルなので、残額についてはオックスファムの試算で 2007 年は 10 億ドル、08 年は 20 億ドル、09 年は 30 億ドルと仮定した。

| | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|
| 約束額 | 8.6 | 9.2 | 9.9 | 9.9 | 10.9 | 11.9 | 11.9 |
| 予測額 | 8.6 | 9.9 | 8.9 | 9.1 | 9.3 | 9.4 | 9.6 |

²² IMF (2005) *Update on the Assessments and Implementation of Action Plans to Strengthen Capacity of HIPC Countries to Track Poverty-Reducing Public Spending*, <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2005/041205a.htm>,

²³ Oxfam International (2007) 'Paying for People: financing the skilled workers needed to deliver health and education services for all', Oxford: Oxfam Publishing.

²⁴ K. Hinchcliffe (2004) *Notes on the impact of the HIPC initiative on Public Expenditures in Education and Health in African Countries*, World Bank Human Development sector, Working Paper.

²⁵ TWN Africa and Oxfam International (2007) 'A Matter of Political Will: How the European Union can maintain market access for African, Caribbean and Pacific countries in the absence of Economic Partnership Agreements'

²⁶ IMF (2005) *Update on the Assessments and Implementation of Action Plans to Strengthen Capacity of HIPC Countries to Track Poverty-Reducing Public Spending*, <http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2005/041205a.htm>.

²⁷ See World Bank, http://www.worldbank.org/wbi/governance/pdf/icac_hk_survey_results_5_06.pdf.

²⁸ Figures from the Global Campaign for Education, School Report 2007.

²⁹ Figures for 2006, from Commission for Macroeconomics and Health.

³⁰ Figures from UNAIDS for 2006.

³¹ Figures from Water Aid.

³² Oxfam International (2004) *In the Public Interest*, Oxford: Oxfam Publishing.

³³ See World Bank, IDA, *Aid Architecture: An Overview of the main trends in Official Development Assistance Flows*, February 2007.

³⁴ これまでの CERF に対するドイツの拠出は 665 万ドルであり、ドイツの負担金の 16%に過ぎない。今年度の負担金は 4000 万ドルとなる。

³⁵ 153 カ国が賛成票を投じた。

³⁶ 上から順に、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、ドイツ、イタリアとなる。

-
- ³⁷ このような柔軟性に対する貿易効果について誇張するのは誤りである。
世界貿易に占める農産品の割合は 7%以下であり、世界の農産品輸入に占める G33 諸国の比率は 12.4%に過ぎない。
- ³⁸ R. S. Kovats and A. Haines (2005) 'Global climate change and health: recent findings and future steps', *Canadian Medical Association Journal* 172 (4).
- ³⁹ 2007 年にバングラデシュにおいてオックスファムが実施したインタビュー結果より。

附属資料 1 : 2004 - 10 年の予測詳細

単位：百万ドル

| | ODA 2004 債務救済額 控除後の援 助額 (2004 年ドル建を基 準) | ODA 2005 債務救済額 控除後の援 助額 (2004 年ドル建を基 準) | ODA 2006 債務救済額控 除後の援助 額 (2004 年ド ル建を基準) | 累計 2004-2006 年の推移 (%) | ODA 2010 現行の推移 率を元にし た予測額 (2004 年ド ル建を基 準) | ODA 2010 OECD 諸国 の公約額** (2004 年ドル 建てを基準) | 差額 予測額と公 約額* (2004 年ドル建てを 基準) |
|------|--|--|---|--------------------------------|--|--|---|
| カナダ | 2525 | 2997 | 2892 | 14.6% | 3796 | 3,648 | 148 |
| フランス | 6665 | 6724 | 6628 | -0.6% | 6555 | 14,155 | -7600 |
| ドイツ | 6967 | 6596 | 7448 | 6.9% | 8512 | 15,553 | -7041 |
| イタリア | 2344 | 3332 | 1954 | -16.6% | 1358 | 9,507 | -8149 |
| 日本 | 8639 | 9876 | 8937 | 3.5% | 9565 | 11,992 | -2427 |
| イギリス | 7018 | 7157 | 8673 | 23.6% | 13244 | 14,851 | -1607 |
| アメリカ | 19249 | 22918 | 20015 | 4.0% | 21641 | 24,000 | -2359 |
| 合計 | 53407 | 59599 | 56547 | 5.9% | 63395 | 93,706 | -30311*** |

出典：オックスファム・イギリス 2007

2006 年の援助額: 予測と実績の差

単位：百万ドル

| | 現行の援助 額 債務救済額控 除後の援助額 (2004 年ド ル建を基 準) | 2006 年に予定され ていた援助額 債務救済額を控除 し、2010 年までに 援助が継続的に増加 した場合 | 差額 |
|-----|--|---|-----|
| カナダ | 2,892 | 2,853 | -39 |

| | | | |
|------|--------|--------|-------|
| フランス | 6,628 | 8,571 | 1,943 |
| ドイツ | 7,448 | 9,102 | 1,654 |
| イタリア | 1,954 | 3,739 | 1,785 |
| 日本 | 8,937 | 9,615 | 678 |
| イギリス | 8,673 | 9,009 | 336 |
| アメリカ | 20,015 | 20,700 | 684 |
| 合計 | 56,548 | 64,388 | 7,840 |

出典：オックスファム・イギリス 2007

附属資料 2: 「500万人の命」の算出根拠

ここでは、妊産婦や新生児、幼児を対象とした保健医療サービスおよび HIV/AIDS の予防・治療・ケアへの普遍アクセスに必要な費用の算出に焦点を当てています。これは、MDGs に保健医療に関する目標があるのと、2005 年の G8 サミットにおいて、2010 年までの HIV/AIDS 予防・治療・ケアへの普遍アクセスの実現が公約されたことを背景にしています。

妊産婦、新生児、幼児を対象とした保健医療サービスの拡充にかかる費用については、WHO が最近公表した 2 つの文書に依拠しています****。この文書は 75 カ国を対象としており、これらの国で 5 歳未満で死亡する子どもの数は 990 万人。世界全体で亡くなる 5 歳未満時は 1050 万人なので、全体の 94% を対象としていることとなります。

WHO の文書は、これらの数値を削減するための一連の措置を提示したものです。妊産婦や新生児を対象としたサービスへの資金協力により、死亡数は 40% 減少させることができ、また幼児を対象とした保健医療サービスへの支援により、その数値をさらに 50% 削減させることができます。これにより、2015 年までには死亡率を 90% 低下させることができます。

つまり、2015 年までに毎年 890 万人ずつ幼児死亡数を減らすことができるのです。死亡数が一定の割合で減少すると仮定すると、2010 年までに 445 万人の幼児の命を救うことができます。実のところ、一定の割合で死亡数が減少することはあり得ないのですが、資金投入はまず到達しやすいところに集中されるでしょうから、早期の削減率は実際にはこれよりも大きくなることが予想されます。

WHO の文書は、妊産婦と新生児へのサービスを拡充する費用として 2010 年までに 520 億ドル、幼児保健については 560 億ドルが必要だと試算しています（2004 年の米ドル建て）。これはつまり、2010 年に 1080 億ドルが必要だということです。

当然、妊産婦保健への投資は、妊娠や出産で死亡する年間 54 万人の女性の多くの命を救うことにもなります。しかし、WHO の文書では、これに関する推測値が示されていないため、保守的な数値を取ることとしました。

結論すると、2010 年までに 1080 億ドルを拠出することで、少なくとも 445 万人の子どもの命が救えることとなります。

さらに私たちは、HIV/AIDS への予防・治療・ケアの拡充にかかる費用についても検証しました。UNAIDS が、エイズ遺児や危険な立場に置かれた子どもたちへのケアも含めた、予防・治療・ケアにかかる費用を算出しています。それによると、2008 年には 221 億ドルが必要とされ、その半分弱にあたる 104.6 億ドルがサハラ以南のアフリカ諸国のために必要となります*****。この額は、2006 年から 2008 年にかけて、毎年 25% ずつ増加することを示しています。UNAIDS の試算は 2009 年以降の試算を行っていないため、オックスファムが同様の仮説にて 2009-2010 年を試算したところ、163.4 億ドルとの値になりました。この額によって救われる命の数と、その詳細については、2005 年初頭に公表された記事にて言及されています*****。それによると、およそ 50 万人の命が救われます。もちろん、恩恵はこれに限られず、新たな感染者の数も 2010 年には 170 万減少する見込みであり、2015 年までにエイズ罹患者の数を減少させるという MDGs の目標達成にも適ったものとなります。

まとめると、2010 年に 163.4 億ドルの資金を拠出することで、およそ 50 万人もの命が救えることとなります。以上の 2 種類の数字を足し合わせると、2010 年までに 271 億ドルを拠出することにより、495 万人もの命が救えることとなります。

費用と効果

| | 費用 | 救える命 |
|---|---------|--------|
| HIV/AIDS: 疾病の感染を食い止め、アフリカで治療・予防・ケアへの普遍アクセスの提供 | 163 億ドル | 50 万人 |
| 妊産婦・新生児への保健サービス | 52 億ドル | 200 万人 |

| | | |
|------------|---------|--------|
| 幼児への保健サービス | 56 億ドル | 250 万人 |
| 合計 | 271 億ドル | 500 万人 |

*2005年にG8諸国が約束した事項はまちまちである。カナダ政府が公約した2010年までの援助増額は、対GNI比0.33%に止まるものである。表においてカナダが約束額を満たせそうだという予測が出ているのは、カナダの寛容さよりも、これが理由である。同様に、アメリカと日本の公約額も、G7の欧州諸国と比べると微々たるものである。数値は全て債務免除額を控除した後のものであり、2004年米ドル建てを基準としている。オックスファムが算出した、2010年までの予測額（不足分）についても、本政策文書の趣旨を反映し、債務免除額を差し引いた額を元に算出している。

**OECDの*Final ODA for 2005*より。

<http://www.oecd.org/dataoecd/52/18/37790990.pdf>.

*** グレンイーグルズでの公約では、2010年までに援助額は1300億ドルに増加することが見込まれていた（G8諸国のみではなく、DAC加盟国全体）。従って、2010年までに援助を500億ドル総額させることは、DAC加盟国の公約でもあり、それが果たされると、2004年の790億ドルから2010年の1300億ドルに増加することとなる。本文書における数値はG7諸国のみを対象としている（ロシアの海外援助額は殆どないため）。ここでは、G7以外のDAC加盟国は援助増額に向けた約束を果たすと仮説を立てたが、実質は多くの国が同じように約束を果たさない見込みであるため、2010年における差額は更に大きなものとなることが予想される。

**** K. Stenberg et al., 'A financial road map to scaling up essential child health interventions in 75 countries' and B. Johns et al, 'Estimated global resources needed to attain universal coverage of maternal and newborn health services', both in Bulletin of the WHO April 2007.

***** UNAIDS (2005) 'Resource Needs for an Expanded Response to AIDS in low and middle-income countries' and UNAIDS (2004) 'New UNAIDS Report Unveils Latest Global Economic Trends'.

***** Salomon, JA, et al. (2006) '*Integrating HIV Prevention and Treatment: From Slogans to Impact*' PloS Medicine Vol 2, No. 1.

© Oxfam International May 2007

This paper was written by Max Lawson with contributions and assistance from Alison Woodhead, Jamie Balfour-Paul, Claire Godfrey, Antonio Hill, Tanja Schuemer-Cross, Simon Gray, Rohit Malpani, Sasja Bokkerink, Mohga Kamal-Yanni, Sebastien Fourmy, Elaine Kneller, Romilly Greenhill, Lucia Fry and Caroline Pearce. It is part of a series of papers written to inform public debate on development and humanitarian policy issues.

The text may be used free of charge for the purposes of advocacy, campaigning, education, and research, provided that the source is acknowledged in full. The copyright holder requests that all such use be registered with them for impact assessment purposes. For copying in any other circumstances, or for re-use in other publications, or for translation or adaptation, permission must be secured and a fee may be charged. E-mail publish@oxfam.org.uk.

For further information on the issues raised in this paper please e-mail advocacy@oxfaminternational.org.

オックスファム・インターナショナルは、世界 100 カ国以上で貧困と不正義に対する持続的な解決策を求めて共同で活動する 13 の団体の連合体です。その加盟団体は、以下のとおりです。Oxfam America, Oxfam Australia, Oxfam-in-Belgium, Oxfam Canada, Oxfam France - Agir ici, Oxfam Germany, Oxfam GB, Oxfam Hong Kong, Intermón Oxfam (Spain), Oxfam Ireland, Oxfam New Zealand, Oxfam Novib (Netherlands), and Oxfam Québec. 詳しくは、以下の団体のいずれかにお電話か書簡をお送りください。もしくは、以下のウェブサイトをご覧ください。www.oxfam.org.

| | |
|---|---|
| <p>Oxfam America 226 Causeway Street, 5th Floor Boston, MA 02114-2206, USA +1 800-77-OXFAM +1 617-482-1211 E-mail: info@oxfamamerica.org www.oxfamamerica.org</p> | <p>Oxfam Hong Kong 17/fl., China United Centre, 28 Marble Road, North Point, Hong Kong Tel: +852.2520.2525 E-mail: info@oxfam.org.hk www.oxfam.org.hk</p> |
| <p>Oxfam Australia 156 George St., Fitzroy, Victoria 3065, Australia Tel: +61.3.9289.9444 E-mail: enquire@oxfam.org.au www.oxfam.org.au</p> | <p>Intermón Oxfam (Spain) Roger de Llúria 15, 08010, Barcelona, Spain Tel: +34.902.330.331 E-mail: info@intermonoxfam.org www.intermonoxfam.org</p> |
| <p>Oxfam-in-Belgium Rue Philippe le Bon 15, 1000 Brussels, Belgium Tel: +32.2.501.6700 E-mail: oxfamsol@oxfamsol.be www.oxfamsol.be</p> | <p>Oxfam Ireland Dublin Office, 9 Burgh Quay, Dublin 2, Ireland Tel: +353.1.672.7662 Belfast Office, 115 North St, Belfast BT1 1ND, UK Tel: +44.28.9023.0220 E-mail: communications@oxfamireland.org www.oxfamireland.org</p> |
| <p>Oxfam Canada 250 City Centre Ave, Suite 400, Ottawa, Ontario, K1R 6K7, Canada Tel: +1.613.237.5236 E-mail: info@oxfam.ca www.oxfam.ca</p> | <p>Oxfam New Zealand PO Box 68357, Auckland 1145, New Zealand Tel: +64.9.355.6500 (Toll-free 0800 400 666) E-mail: oxfam@oxfam.org.nz www.oxfam.org.nz</p> |
| <p>Oxfam France - Agir ici 104 rue Oberkampf, 75011 Paris, France Tel: + 33 1 56 98 24 40. E-mail: info@oxfamfrance.org www.oxfamfrance.org</p> | <p>Oxfam Novib (Netherlands) Mauritskade 9, Postbus 30919, 2500 GX, The Hague, The Netherlands Tel: +31.70.342.1621 E-mail: info@oxfamnovib.nl www.oxfamnovib.nl</p> |
| <p>Oxfam Germany Greifswalder Str. 33a, 10405 Berlin, Germany Tel: +49.30.428.50621 E-mail: info@oxfam.de www.oxfam.de</p> | <p>Oxfam Québec 2330 rue Notre Dame Ouest, bureau 200, Montréal, Québec, H3J 2Y2, Canada Tel: +1.514.937.1614 E-mail: info@oxfam.qc.ca www.oxfam.qc.ca</p> |
| <p>Oxfam GB Oxfam House, John Smith Drive, Cowley, Oxford, OX4 2JY, UK Tel: +44 (0)1865.473727 E-mail: enquiries@oxfam.org.uk www.oxfam.org.uk</p> | |

Oxfam International Secretariat: Suite 20, 266 Banbury Road, Oxford, OX2 7DL, UK
Tel: +44.(0)1865.339100. Email: information@oxfaminternational.org. Web site: www.oxfam.org

Oxfam International advocacy offices:

E-mail: advocacy@oxfaminternational.org

Washington: 1100 15th St., NW, Ste. 600, Washington, DC 20005-1759, USA

Tel: +1.202.496.1170.

Brussels: Rue Philippe le Bon 15, 1000 Brussels, Belgium, Tel: +322.502.0391.

Geneva: 15 rue des Savoises, 1205 Geneva, Switzerland, Tel: +41.22.321.2371.

New York: 355 Lexington Avenue, 3rd Floor, New York, NY 10017, USA

Tel: +1.212.687.2091.

Linked Oxfam organizations. 以下の団体は、オックスファム・インターナショナルの関連組織です。

オックスファム・ジャパン 〒110-0015 東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル2階

電話03.3834.1556. E-mail: info@oxfam.jp ウェブサイト : www.oxfam.jp

Oxfam India B - 121, Second Floor, Malviya Nagar, New Delhi, 1100-17, India

Tel: + 91.11.2667 3 763. E-mail: info@oxfamint.org.in Web site: www.oxfamint.org.in

Oxfam observer member. 以下の団体は、現在オックスファム・インターナショナルにオブザーバー加盟しており、将来的に前面加盟する可能性があります。

Fundación Rostros y Voces (México) Alabama No. 105 (esquina con Missouri), Col. Nápoles, C.P. 03810 México, D.F.

Tel/Fax: + 52 55 687 3002. E-mail: comunicacion@rostrosyvoces.org Web site:

www.rostrosyvoces.org